

下記に記入し、本籍地の市区町村に申請してください。

## 戸籍の謄抄本等の交付申請書(郵便請求用)

市・区・町・村長 様		令和 年 月 日
本籍地		
筆頭者氏名		
<small>筆頭者とは戸籍のはじめに書かれている人</small>		
必要な証明書	だれが必要ですか	必要通数
戸籍謄本(全部事項記載)		通
戸籍抄本(一部事項記載)		通
除籍謄本・抄本		通
改製原戸籍謄本・抄本		通
戸籍の附票の写し(全部・一部)		通
・本籍と筆頭者氏名の記載が <input type="checkbox"/> 必要 ・在外選挙人登録地の記載が <input type="checkbox"/> 必要(登録のある方のみ) ※チェックがない場合は記載されません。特別の請求がない限り記載は省略となります。 ・住民票コードの記載が <input type="checkbox"/> 必要		
身分証明書		通
その他		通
使いみち	(理由)	
(具体的に)	(提出先)	
最近、戸籍の届出をしましたか？	はい・いいえ	
	↓	“はい”に○をつけた方
令和 年 月 日	市・区・町・村へ	婚姻・離婚・出生・死亡・その他( )届出

申請者	住所	
	氏名	印
	昼間の連絡先電話番号	
申請者と戸籍との関係	本人・夫・妻・子・父・母・その他( )	

### 記入するときの注意

- ・本籍地が請求市区町村にない場合は、交付できません。
- ・本籍地と筆頭者氏名を記入し、抄本等の請求には必要な方の氏名も記入してください。
- ・交付手数料は、郵便局の「定額小為替」でお願いします。
- ・手数料は、市区町村により金額が異なります。(郵便切手、収入印紙での納入はできません。)
- ・申請の内容に不備があると、申請書をお返しすることがあります。また、手数料の立て替えはできません。
- ・偽り、その他不正な手段により証明書の交付を受けた場合、30万円以下の過料に処されます。

(戸籍法第121条の2)